

## 第776回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和3年7月12日（月） 午後1時30分
2. 閉会の日時 令和3年7月12日（月） 午後2時30分
3. 開催の場所 三沢市役所 本館4階 大会議室

### 4. 出席した委員及び推進委員の氏名

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1 佐々木 和枝 | 2 立崎 京子  | 3 月館 啓三  |
| 4 川嶋 敏明  | 5 一戸 実   | 6 門上 牧夫  |
| 7 新堂 政登  | 8 千葉 準一  | 9 中村 均   |
| 10 北澤 邦彦 | 11 浦田 秀人 | 12 種市 廣  |
| 13 宮古 久光 | 14 古田 武信 | 15 赤沼 成人 |
| 16 沼山 英明 | 17 葛巻 広行 | 20 駒澤 慎  |

### 5. 欠席した委員

- 18 田面木 優 19 月館 操

### 6. 会議の事務に従事した職員の職氏名

- 参 与・・・局 長 小島 一人  
次 長 山本 誠  
係 長 小比類巻 浩
- 会議書記・・・主 事 熊野 健太

### 7. 議 案

- 【議案第1号】農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 【議案第2号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について
- 【議案第3号】農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 【議案第4号】農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 【議案第5号】三沢農業振興地域整備計画の変更について

## 議事の概要

事務局

ただ今より、令和3年7月1日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第776回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は全18名で、2名の欠席となっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する定足数には達しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、新堂会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆様には御多忙のところ、第776回総会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

早いもので、昨年7月に改選され、市長より新たに農業委員としての辞令交付を賜り、また推進委員の委嘱から、1年が経過いたしました。この1年、農業委員並びに推進委員の皆様には、新型コロナウイルス問題のさなか、農業委員会活動に邁進いただきましたことに、厚く感謝申し上げます。

さて、国等においては様々な農地政策等が議論・研究されていると聞き及んでおります。ご存じのとおり、当市に対しても近年、多種多様な転用申請等も多数寄せられている状況です。

私共におきましても来週より、委員として2年目を迎えますが、今年は6月から暑い日と肌寒い日が繰り返し、これからは、いよいよ気温の高い日が続くと思われま。

したがいまして皆様と共に、コロナ対策と体調管理に留意し、農業委員会活動のさらなる発展につなげて参りたいと思いますので、なにとぞご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

それでは三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は新堂会長をお願いいたします。

会 長            それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長            議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議    な    し

議 長            ご異議なしと認め、11番、浦田 秀人君、12番、種市 廣君を指名いたします。  
参与・書記には、参事兼事務局長ほか職員を任命いたします。  
次に会期の決定を行います。  
お諮りいたします。総会の会期は本日一日限りとすることに、ご異議  
ございませんか。

異 議    な    し

議 長            ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。  
議案審議に入る前に、報告事項がありますので参事兼事務局長から報告願います。

局 長            それでは、2ページをお開き願います。  
報告第1号のうち、初めに6月12日から7月12日までに行いました主な業務についてご報告いたします。  
6月16日に、農業委員会会長会議及び研修会が書面決議により行われております。  
6月17日に、第1回上十三地区農業委員会連絡協議会会長・事務局長会議が十和田市で開催され、会長と私が出席しております。  
6月21日に、5月総会で報告した、堀口地区農地の賃貸借についての和解の仲介申立に係る「第1回和解仲介委員会」が市役所内で開催され、3名の委員と事務局が出席しております。なお、この状況については、今後経過を踏まえ適切に報告いたします。  
6月23日に、県農業会議通常総会が書面決議により行われております。  
6月24日に、令和3年度第1回農業者年金業務農業委員会・農業協同組合担当者会議及び初任者研修会が青森市で開催され、事務局より出席しております。  
7月7日に、第776回総会の議案検討会を開催しております。

本日、第776回総会を開催しております。

次に、6月の事務処理状況についてご報告いたします。

3条、権利の移転につきましては、市の関係が1件の932平米でした。

3条の3第1項、相続の届出は5件で、4万1,245平米でした。

貸借の解約は1件で、7,948平米でした。内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。

ここまでの合計は7件で、5万125平米となっております。

次に利用権設定等促進事業の利用権設定が4件で、田が1万1,118平米でした。

農地中間管理事業につきましては、10年設定が2件で、田が5,550平米、畑が2万86平米でした。

現地調査につきましては1件で、内容につきましては、報告第3号で説明させていただきます。

続きまして、7月13日から8月10日までの主な業務計画についてご説明いたします。

7月13日に、令和3年度農業委員会職員初任者研修会が青森市で予定され、事務局より出席予定です。

7月16日に、令和3年度農業者年金加入推進特別研修会が青森市で予定され、事務局より出席予定です。

7月21日に、令和3年度第1回上北地域農地中間管理事業推進連絡会議が十和田市で予定され、事務局より出席予定です。

7月30日に、県農業会議の第64回常設審議会が青森市で予定され、事務局から出席予定です。

8月5日に、第777回総会の議案検討会を予定しております。

8月10日に、第777回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号 農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1は、字庭構の畑1筆、7,948平米で、借人を変更するため解約を行ったものです。なお、解約前の契約内容は表に記載のとおりでございます。

次に4ページをお開き願います。

報告第3号、農地の現況調査についてご説明いたします。

青森地方法務局十和田支局から照会がありました1件について、現況調査を行っております。

千代田町三丁目の畑1筆、693平米で、場所は第五中学校から南側約200mの位置になります。

7月2日に古田委員、佐々木委員、駒澤推進委員が調査を行った結果、当該地は昭和54年に5条許可済で、現在、住宅が建築中であり、現況は非農地である旨回答しております。

次に5ページをお開き願います。

報告第4号 農地転用の許可不要案件についてご説明いたします。農地法第5条第1項に基づき、認定電気通信事業者から任意の届があったもので、字淋代平の田1筆、1,512平米の内の12平米に、携帯電話用無線基地局が設置されるものです。

場所は墓地公園から北西側約700mの位置になります。

当該事案は農地法施行規則第53条第1項第14号により、許可不要となります。私からの報告は以上でございます。

議長

それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから発言することになっておりますのでご協力願います。

議長

議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る要請について議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは6ページをお開き願います。

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、ご説明いたします。

利用権設定の種類等は表のとおりであり、件数は3件です。所有権の移転について、番号1 淋代平の畑2筆、1,432㎡を基盤法の売買による所有権移転です。価格は総額75万円、10aあたりで計算すると約52万円になります。場所は五川目生コンから南西約400mにあります。

番号2、富崎2丁目の畑1筆、8,503㎡を基盤法の売買による所有権移転です。価格は10aあたり40万円、総額で約340万円になります。場所は富崎集落内にあります。

利用権の設定について、番号3、戸崎の畑1筆、2,867㎡、賃貸借権を5年間の再設定です。場所は清掃センターから南東500mに位置しています。

現地確認につきましては古田委員、佐々木委員、駒澤推進委員同行

のもと、完了しています。以上です。

議 長            それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑            な            し

議 長            質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。

議 長            次に議案第2号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について議題とします。

番号1の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、1番佐々木和枝君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

<佐々木委員退席>

事務局より説明願います。

事務局            それでは7ページをお開き願います。

議案第2号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。今回は件数が多いため、詳細な説明は省略させていただきます。

番号1、大津2丁目の畑1筆、1,100㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は、大津集落から東に400mです。以上です。

議 長            それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑            な            し

議 長            質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号番号1は原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。審議が終了しましたので、1番佐々木和枝君の出席を認めます。

<佐々木委員出席>

続きまして番号2から12の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、3番月館啓三君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

<月館啓三委員退席>

事務局より説明願います。

事務局 番号2から12まで、早稲田から淋代平までの田、合計29筆、77,933㎡、10年間の賃貸借権の設定です。場所は別添地図をご覧ください。今回は、早稲田地区から淋代平地区までの範囲です。  
現地確認については古田委員、佐々木委員、駒澤推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号番号2から12までは原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。審議が終了しましたので、3番月館啓三君の出席を認めます。

<月館啓三委員出席>

続いて番号13から17までの審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 番号13から17まで、谷地頭から字堀口までの田と畑、合計17筆、42,974㎡、賃貸借権及び使用貸借権の設定です。場所につきまして、今回は谷地頭集落そばから、字堀口地区までが対象です。以上です。

議長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号番号1、番号2から12、番号13から17は、原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に、議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは9ページをお開き願います。  
議案第3号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてご説明いたします。資料と併せてごらんください。  
今回の案件は56件ですが、この中には、営農型発電設備及びその下部で行う営農についての申請があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する委員がいらっしゃると思いますが、最初に本日の審議に必要な、営農型発電設備の申請における農地法3条の概要について説明します。

まず、お手元の議案第3号補足資料の1枚目、問4をご覧ください。営農型発電設備とは、「農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備等の発電設備」のことです。

続きまして2枚目をご覧ください。こちらには、営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合、農地法第5条第1項の許可の申請者に対して、5条許可に係る申請と、農地の空中部である区分地上権を設定するための農地法第3条第1項の許可に係る申請を同時に行い、農業委員会は、5条許可と同日付で3条許可を行う旨が記載されています。

3枚目の問55をご覧ください。こちらには5条許可申請と同日付で申請する、3条許可の判断基準が記載されています。これによると、営農型発電設備に関する農地法3条の申請では、区分地上権の申請について、賃借人等権利者の同意の有無の確認が要件となる旨が記載されています。

本日の案件に係る概要については以上です。

議 長 番号1と28の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、8番千葉準一君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。



<千葉委員退出>

それでは説明をお願いします。

事務局

それでは案件に入ります。

番号1は、六川目地区周辺における営農型発電設備の下部における耕作を目的とした、田1筆、面積4,021㎡、期間20年の使用貸借の申請です。位置図については、議案第4号資料①をご確認ください。譲受人は、北海道■■■■で営農している、■■■■です。審査したところ、北海道での耕作面積は21,516㎡です。

借入後の耕作作物は、原木を用いたシイタケ栽培を予定しており、■■■■より指導を受け栽培するとのことです。三沢市での事務所は■■■■に設置予定であり、機械は自前およびリース、労働力については、地区内の従事希望者やシルバー人材センターからの募集のほか、ハローワークから募集するとのことです。

周辺農地への影響はないと思われまます。

番号28は、番号1の農地で、営農型発電設備の上空部の利用権である区分地上権について、10年間の賃貸借の申請です。

こちらは区分地上権の申請となりますので、農地法第3条の賃借人等権利者への確認が要件となります。

譲受人は■■■■という■■■■です。審査したところ、賃借人の同意を得ており、また改良区からの意見書も提出されることから問題は無いものと考えまます。

加えて、先ほどご説明したように、3条による「区分地上権」の許可は、5条の許可と同時に行うこととなっていますので、番号28については、議案4号、農地法第5条の一時転用が許可の場合は「許可」、不許可の場合は、「不許可」となります。

現地確認は、佐々木委員、古田委員、駒澤推進委員のもと完了しています。以上です。

議長

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

北澤委員

資料によると毎年の報告をすることとあるが、どこにどのように行うものですか？

事務局

事業者から市に報告してもらい、その後、県に報告する流れとなり

ます。

議 長

他にありますか？質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号番号1、番号28は、原案のとおりに決定することといたします。審議が終了しましたので、8番千葉準一君の出席を認めます。

#### <千葉委員入室>

続いて番号2から27、番号29から56までの審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局

番号2から番号14は六川目地区周辺、番号15から番号27番は織笠地区周辺における、営農型発電設備の下部における耕作を目的とした、田26筆、総面積58,544㎡、期間20年の使用貸借の申請です。位置図については、議案第4号資料①②をご確認ください。譲受人は北海道■■■■で営農している、■■■■です。審査したところ、北海道での耕作面積は21,516㎡です。

借入後の耕作作物は、原木を用いたシイタケ栽培を予定しており、■■■■より指導を受け栽培するとのことです。三沢市での事務所は■■■■に設置予定であり、機械は自前およびリース、労働力については、地区内の従事希望者やシルバー人材センターからの募集のほか、ハローワークから募集するとのことです。

周辺農地への影響もないと思われま。

番号29から番号41は六川目地区、番号42から番号54番は織笠地区における、田26筆、面積総計58,544㎡、10年間の賃貸借の申請です。

こちらは区分地上権の申請となりますので、農地法第3条の賃借人等権利者への確認が要件となります。

譲受人は■■■■という■■■■です。審査したところ、賃借人の同意を得ており、また改良区からの意見書も提出されることから問題は無いものと考えます。

番号29から54番の3条による「区分地上権」の許可についても、5条の許可と同時に行うこととなっていますので、議案4号、農地法第5条による営農型太陽光発電施設の一時転用が許可の場合は「許可」、一時転用が不許可の場合は、「不許可」となります。

番号56及び57は、古間木の畑2筆、合計2,443㎡を、売買

による所有権移転です。場所は、市営住宅古間木団地の西側約80メートルの場所です。譲受人は東北町の方で、審査した結果、耕作面積は11,968㎡で、労働力は申請者を含めて2名です。売買による周辺農地への影響はないものと考えられます。

現地確認については、申請番号2から14、29から41、55、56については、佐々木委員、古田委員、駒澤推進委員、申請番号15から27、42から54については北澤委員、川嶋委員、葛巻推進委員同行のもと完了しています。以上です。

議 長                    それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

古田委員                20年と10年設定があるのは？

事務局                    農地部分での耕作については従来どおりの20年設定であるが、太陽光発電に関連する区分地上権については、5条転用と同様の期間とすることから10年としています。

千葉職務代理者        5条転用の話だが、要件の一つである収量8割確保は今後撤廃される予定である。

宮古委員                確かに8割要件は厳しいだろう。

議 長                    他にありますか？無いようですので、ご異議なしと認め、議案第3号番号2から番号27、番号29から番号56は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長                    次に、議案第4号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について議題とします。

事務局                    それでは13ページをお開きください。

議案第4号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてご説明いたします。

今回の案件31件あり、番号1番～27番までは、営農型太陽光発電設備設置に係る一時転用の申請であります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する委員がいらっしゃいますが、営農型の一時転用は初め

での審議となりますので、簡単に5条の概要をご説明いたします。

営農型太陽光発電設置にするための一時転用が認められる条件について説明いたします。

- ①下部農地における営農の適切な継続が確実と認める場合。
- ②簡易な構造で容易に撤去できる支柱であり、必要最小限で適正な面積であること。
- ③周辺農地及び農業用排水施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④設置者が撤去費を負担することが合意されてこと。
- ⑤太陽光の設置及び撤去するのに必要な資金力があること。
- ⑥太陽光の設置許可及び電力系統（電力会社）に係る契約の見込みがあること。

などの条件となっております。概要については以上です。

議 長

番号1の審議にあたり、農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定による議事参与の制限に、8番千葉準一君が該当しますので、審議が終了するまで 一時退席願います。

<千葉委員退出>

それでは説明をお願いします。

事務局

議案第4号資料①～③と合わせてご覧ください。

番号1について、説明いたします。譲受人は、北海道札幌市の太陽光発電事業者です。譲渡人は、高野沢2丁目の農家の方です。

場所は、三沢市役所から北北東へ約10.8km、三沢市消防署北出張所北から南南西に約800m、六川目町内の西側に位置する田です。農地区分は10ha以上の集団的農地の区域内の第1種農地であり、原則不許可であります。太陽光発電施設下部で適切な営農を行う場合であれば、不許可の例外として一時転用許可が認められます。太陽光パネルの下部で、原木しいたけを栽培する計画となっており、3条でご説明した北海道江差町で認定農業者の取得している法人が耕作することとなります。

転用目的は、営農型太陽光発電設備を設置する支柱部分の一時転用となります。

一時転用期間は通常3年ありますが、営農型に限り、認定農業

者である場合は10年以内の許可が認められることから、今回は10年間の賃貸借権設定となります。

一時転用面積は、架台杭及び引込柱の約2㎡となります。太陽光パネルは、1箇所あたりパネル216枚、発電出力は49.5kwとなっております。事業費総額3億300万円（1箇所あたり1100万円）となっております、全額自己資金での対応となります。

提出書類について確認した結果、事業規模の妥当性、周辺農地への影響がないことや事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。

現地確認については、佐々木委員・古田委員・駒澤推進委員により、7月2日に完了しております。以上です。

議長

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号番号1は委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。審議が終了しましたので、8番千葉準一君の出席を認めます。

<千葉委員入室>

続いて番号2から27、番号29から56までの審議に入(はい)ります。事務局より説明願います。

事務局

続きまして説明いたします。

13ページ及び議案第4号資料①～③と合わせてご覧ください。

番号2～27番までの譲渡人は記載されているとおりであります。場所については、2～14番までが1番と同じ六川目地区西側の田となります。

15番から27番までが、織笠地区西側の田であります。

農地区分は第一種農地であります。1番で説明したとおり、営農型による太陽光発電設備の設置であることから不許可の例外となります。転用期間は10年間の賃貸借権設定の一時転用であります。

転用面積は、架台杭及び引込柱の約2㎡となります。事業費総額3億300万円で、全額自己資金での対応となります。

提出書類について確認した結果、事業規模の妥当性、周辺農地への影響がないことや事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。

現地確認については、2～14までを佐々木委員・古田委員・駒澤推進委員により、7月2日に完了しております。15～27番までは、北澤委員、川嶋委員、葛巻推進委員により6月に確認しております。以上であります。

番号28、議案第4号資料④・⑤と合わせてご覧ください。譲受人は、札幌市中央区の売電業の法人です。譲渡人は、春日台一丁目の農業の方です。

対象となる土地は、春日台二丁目の畑、1筆、計1269㎡、売買による所有権の移転となります。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル168枚、429㎡を設置します。

事業費は、総額で1,382万円、全額自己資金での対応となります。

農地区分は、その他の第3種農地であります。場所は、三沢駅から南西に約1.0km、県立三沢商業高校から南側へ300mに位置し、周辺は住宅、山林、畑などが混在しており、用途地域（第1種低層住居専用地域）が設定されている区域である。

申請地の隣接地は南北が道路、西側が住宅地、東側は太陽光パネルが設置されており、南側に低い傾斜がついた土地であり、周辺農地等への影響については、雨水は敷地内で自然浸透であり、ゴミ等の飛散を防止するため、隣接との境界にはフェンスを設置することとなっております。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響の対策方法の妥当性、及び事業実施の確実性・信用性から、許可相当と判断されます。以上でございます。

続きまして番号29 議案第4号資料⑥～⑦と合わせてご覧ください。譲受人は、大阪市北区の建設業を営む法人です。譲渡人は、六ヶ所村字尾駁の会社役員などの3名及び字下久保の無職の方です。

対象となる土地は、字下久保の畑、1筆、751㎡、売買による所有権の移転となります。

転用目的は、2区画の宅地分譲となります。

事業費は、総額で4,500万円、全額自己資金での対応となります。

農地区分は、第3種農地であります。

場所は、三沢市役所から北東へ約1.4km、堀口中学校から北に約400mに位置し、用途地域（第2種住居地域）が設定されてい

る区域であります。

周辺には住宅地のほか、スーパー、コンビニ、飲食店があり、居住環境に恵まれていることから、需要が見込まれます。

周辺農地等への影響についてですが、隣接する土地境界には土留めを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は浸透枳などで処理するため農地への影響はないです。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響の対策方法の妥当性、及び事業実施の確実性・信用性から、許可相当と判断されます。

以上でございます。

続きまして番号30、31議案第4号資料⑧・⑨と合わせてご覧ください。

番号30、31の譲受人は、十和田市西一番町の不動産業を営む法人です。番号30の譲渡人は、古間木2丁目の無職の方です。

対象となる土地は、古間木2丁目の畑、1筆、866㎡、売買による所有権の移転となります。

番号31の譲渡人は、字下久保の無職の方です。

対象となる土地は、古間木2丁目の畑、1筆、2,123㎡、売買による所有権の移転となります。

転用目的は、8区画の宅地分譲となります。

事業費は、総額で2,000万円、全額自己資金での対応となります。

農地区分は、第3種農地であります。

場所は、青い森鉄道三沢駅から西へ約900m、県立三沢商業高校から北北西へ約200mに位置し、用途地域（第1種住居地域及び第1種低層住居専用地域）が設定されている区域であります。

申請地の1km圏内に三沢駅、小学校、県立高校、市営住宅団地などがあり、居住環境に恵まれていることから、核家族の需要が見込まれるため、宅地分譲を計画したものであります。

周辺農地等への影響についてですが、北側の隣接する農地との境界には土留めを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は側溝で処理するため農地への影響はないです。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響の対策方法の妥当性、及び事業実施の確実性・信用性から、許可相当と判断されます。以上でございます。

議 長                    それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

北澤委員                この企業は他の地域でも事業を展開する予定ですか？

事務局                    県内では予定がないが、県外では予定があると聞いています。

議 長                    その他にございませんか？質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに決定することといたします。

議 長                    次に、議案第5号三沢農業振興地域整備計画の変更について議題とします。

                              それでは17ページをお開き願います。  
議案第5号、三沢農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。

                              三沢市農業振興地域整備計画とは、三沢市が今後の農業利用を確保すべき土地として農用地を定める計画であり、その内容を変更する際は農業委員会の意見を伺うこととなっているため、今回の意見が求められたものです。

                              今回の内容については全て農用地区域の除外、いわゆる農振除外と言われる変更内容です。  
それでは議案の説明に移ります。

                              番号1、八戸市の法人による太陽光発電施設を設置するための農用地区域除外申請です。対象となる土地は字下野の原野1筆2,642㎡です。周辺農地への防除対策として造成工事を行うため、周辺農地への影響はないと思われま

                              番号2、埼玉県

                              番号3、東京都の法人による太陽光発電施設を設置するための農用地区域除外申請です。対象となる土地は字猫又の山林1筆1,478㎡です。周辺農地への防除対策として敷地外周をフェンス張りとするため、周辺農地への影響はないと思われま

                              なお、農用地区域除外の要件として、周辺農地の利用を阻害しないこと、農地の集団性を分断しないことなどがあげられますが、今



回の場所は全て農用地区域の中心ではない場所であるため、それらが損なわれる恐れはないと考えられます。

また、今回は全ての対象地が農地ではなく原野及び山林であるため、農地転用の許可申請は不要であることを申し添えます。現地確認については古田委員、佐々木委員、駒澤推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長                    それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長                    無いようですので、議案第5号は承認することに決定いたします。

《全議案終了》

議 長                    以上で、全議案の審議は終了となりましたので、三沢市農業委員会 第776回総会 を閉会いたします。皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 11番 浦田 秀人

議事録署名者 12番 種市 廣